

令和 7 年 第 2 回臨時会

(令和 7 年 1 0 月 2 7 日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和7年第2回臨時会会議録目次

第1号（10月27日）（月曜日）

1. 開 会	-----	4
1. 開 議	-----	4
1. 諸般の報告	-----	4
1. 議事日程の報告	-----	4
1. 議席の指定	-----	4
1. 議席の変更	-----	4
1. 会議録署名議員の指名	-----	5
1. 会期の決定	-----	5
1. 同意第1号上程	-----	5
提案理由説明・質疑・討論・表決（同意）		
1. 議案第5号上程	-----	6
提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1. 認定第1号上程	-----	7
提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1. 閉 会	-----	12

令和 7 年北薩広域行政事務組合議会第 2 回臨時会会議録

令和 7 年 10 月 27 日（金曜日）

会議の場所 環境センター（3 階大会議室）

出席議員 10 名

1 番	高 崎 良 二 議員
2 番	田 中 秀 一 議員
3 番	楠 元 康 博 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	宇 都 修 一 議員
6 番	上 筋 睦 雄 議員
7 番	鮎 川 浩 一 議員
8 番	日 高 信 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	出 水 睦 雄 議員

地方自治法第 121 条の規定による出席者

理事長	椎 木 伸 一
代表監査委員	大 堂 充 博

副理事長	西 平 良 将
理事	川 添 健
会計管理者	華 野 順 一

議会事務

書記長	柿 木 彰
次長	西 野 竜 一

監査委員事務局

書記長	神 寄 洋 子
-----	---------

事務局

溝 口 雄 二	事務局長
大 石 直 樹	総務課長
中 川 淳 一	施設管理課長
西 田 清 一	施設管理課課長補佐兼衛生センター管理係長
山 下 陽 一	施設管理課課長補佐兼環境センター管理係長
戸 崎 昭 文	施設管理課課長補佐兼リサイクルセンター管理係長

小 塚 浩 文	総務課主幹兼介護認定審査係長
竹 林 純 哉	総務課課長補佐兼施設整備係長
福 田 慎 一	総務課課長補佐兼庶務係長（議会事務併任）
阿 多 翔 哉	総務課庶務係主事（議会事務併任）

付議した事件

- 同意第 1 号 北薩広域行政事務組合監査委員の選任について
- 議案第 5 号 北薩広域行政事務組合「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 認定第 1 号 令和 6 年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

午前 10 時 00 分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

定刻になりましたので、ただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席議員 10 名であり、定足数に達しております。

これより、令和 7 年北薩広域行政事務組合議会第 2 回臨時会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより、本日の会議を開きます。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました、諸般の報告を議席に配付しておきました。

また、出水市議会選出の田上真由美議員が令和 7 年 7 月 31 日付けで出水市議会議員を辞職されました。

これにより、当組合議員について、令和 7 年 9 月 1 日付けで出水市議会から宇都修一議員の選出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり定めました。

《議事》

(木下孝行議長)

これより、議事日程により議事を進めます。

《日程第 1 議席の指定》

(木下孝行議長)

日程第 1、議席の指定を行います。

今回、新たに選出された宇都議員は、会議規則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長において、議席番号 8 番に指定します。

《日程第 2 議席の変更》

(木下孝行議長)

日程第 2、議席の変更を議題とします。

先ほどの宇都議員の議席の指定に関連し、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席番号を次のとおり変更します。

宇都修一議員の議席を５番に、鮎川浩一議員の議席を７番に、日高信一議員の議席を８番に、それぞれ変更します。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

（木下孝行議長）

御異議なしと認めます。よって、議席の変更を決定しました。
それでは、皆様、氏名標をお立てください。

《日程第３ 会議録署名議員の指名》

（木下孝行議長）

日程第３、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第７９条の規定により、議長において、７番鮎川浩一議員、８番日高信一議員を指名いたします。

《日程第４ 会期の決定》

（木下孝行議長）

日程第４、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

（木下孝行議長）

御異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日１日間とすることに決定しました。

《日程第５ 同意第１号》

（木下孝行議長）

日程第５、同意第１号、北薩広域行政事務組合監査委員の選任について、を議題とします。

宇都議員は、地方自治法第１１７条の規定に基づき除斥に該当しますので、退席を求めます。

（宇都議員退場）

（木下孝行議長）

提案理由の説明を求めます。

（椎木伸一理事長）

ただいま上程されました、北薩広域行政事務組合監査委員の選任について、提案理由を説明します。

地方自治法第 196 条第 1 項及び北薩広域行政事務組合規約第 11 条第 2 項の規定により、組合議員から選任されておりました、田上真由美議員から本年 7 月 31 日をもって辞職する旨の申出がありました。

これに伴い、その後任として、組合議会から宇都修一議員を推選いただきましたので、提案するものです。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

なお、質疑回数は 3 回以内とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決します。

本案は、これを同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決定しました。

ここで、宇都議員の入場を求めます。

(宇都議員入場)

《日程第 6 議案第 5 号》

(木下孝行議長)

日程第 6、議案第 5 号、北薩広域行政事務組合「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、北薩広域行政事務組合「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明します。

地方自治法の規定に基づく財政状況の公表は、条例の定めるところにより、毎年2回以上行うこととされております。

本組合では、本条例第2条において、「財政事情」の公表の期日を毎年5月1日及び11月1日と定め、第3条第2項では、11月1日の公表時に前年度決算の状況を明らかにするものと定めています。

本案は、現在、前年度決算の議会での承認時期が12月下旬であることに鑑み、公表期日を改め、公布の日から施行するものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

なお、質疑回数は3回以内とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

《日程第7 認定第1号》

(木下孝行議長)

日程第7、認定第1号、令和6年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、令和6年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明します。

本案は、令和6年度の決算について、先に監査委員の審査に付しましたので、法令で定める決算書類に、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

まず、令和6年度の予算現額ですが、当初予算1,131,498,000円を計上し、補正予算において、1,442,000円を減額し、1,130,056,000円となりました。

次に、決算状況について、御説明申し上げます。

令和6年度の主な事業につきましては、別添の主要な施策の成果の説明書1ページにありますとおり、介護認定、障害支援区分の判定業務等については、住民生活に支障が生じないことを第一に、オンライン審査を導入するなど、事務の効率化を図ってまいりました。

また、環境センター、リサイクルセンター、衛生センターにおきましては、設備機器の点検整備、補修等を行い、各施設の適正かつ効率的な運転管理に努めてまいりましたほか、ストックヤード整備事業の一環である、旧環境センターの解体工事を施工しました。

決算額では、歳入が1,134,884,346円、歳出が1,094,773,585円で、歳入から歳出を差し引いた金額は、40,110,761円であり、令和6年8月29日の台風10号による環境センター東側法面崩壊2か所の災害復旧費について、翌年度へ繰り越すべき財源4,000,000円を差し引いた金額36,110,761円が実質収支額となっており、令和7年度への繰越金となります。

なお、決算の主な事業内容につきましては、この後、事務局から説明させます。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

追加説明をお願いします。

(溝口雄二事務局長)

それでは、令和6年度歳入歳出決算について、主要な施策の成果の説明書により説明します。

歳出から説明いたします。15ページを御覧ください。

第1款1項1目議会費は、支出済額1,063,414円で、不用額295,586円、執行率は78.25%となっています。

不用額の主なものは、議員研修視察に係る費用弁償につきまして、当初、関西方面での視察を計画しておりましたが、広島県内で実施したことや参加議員が6名であったことから、旅費が減少したものです。研修先は、広島県府中市及び呉市です。

支出の主なものは、議員報酬と費用弁償です。議会等の開催状況につきましては、議会運営費の右の欄に記載のとおりです。

次に、16ページを御覧ください。

第2款総務費、1項1目一般管理費は、支出済額72,027,440円、不用額1,622,560円であり、

執行率は97.80%となっています。

歳出の主なものは、職員給与費、会計年度任用職員の人件費、職員厚生費です。

細目02、総務一般管理費において、令和6年7月末で退職した職員の代替として、会計年度任用職員を9月から雇用したほか、パソコン1台を購入しています。

また、17ページ上段の派遣職員退職手当負担金は、派遣職員であった職員2人分の退職に伴う組合在籍期間分の退職金を一部負担するものです。

次に、17ページを御覧ください。

細目03、職員厚生費において、職員健康診断委託料のほか、人間ドック補助金などで、不用額の主なものは、B型肝炎ウイルス抗体検査等に要するワクチン接種関連の経費です。

次に、18ページを御覧ください。

2項1目監査委員費は、監査委員2人の報酬と費用弁償となっています。

次に、19ページを御覧ください。

第3款民生費、1項1目介護保険業務費は、支出済額47,575,617円、不用額4,541,383円であり、執行率は91.29%となっています。

歳出の主なものは、職員給与費のほか、介護認定審査会委員112人分と障害支援区分認定審査会委員7人分の委員報酬等です。

令和6年度は、介護認定審査会の開催回数を200回と計画していましたが、審査会における二次判定の簡素化によって、開催回数が167回と減少したことやオンライン審査の本格的な導入により、審査会委員の報酬及び費用弁償の一部が不用となっています。

また、障害支援区分認定審査会は、12回開催しており、令和5年度と比較しますと、介護認定審査判定件数は362件減少し、4,649件、障害支援区分審査判定件数は7件減少し、236件となっています。

なお、構成市町ごとの実績は、33ページの別表2及び別表3に記載しています。

次に、21ページを御覧ください。

第4款衛生費、1項1目じんかい処理費は、支出済額650,102,554円、不用額18,554,446円であり、執行率は、96.65%となっています。

不用額の主のものは、光熱水費において、国の電気ガス価格激変緩和対策事業による電力単価の上昇が抑えられたことで電気料が減額となったこと、また、薬品購入費において、入札見積もりにより安価で購入ができたこと等によるものです。

歳出の主なものですが、21ページの2細目、環境センター管理費の環境美化活動協力金は、施設周辺5地区の住民への協力金であり、年3回、芝生広場の草取りや花壇の管理等の環境美化活動として、周辺住民と職員とが交流を兼ねた共同活動を行っています。

22ページでは、先ほど申し上げた、光熱水費、薬品費のほか、環境センター運転管理業務委託料や施設の維持管理に必要な検査等の業務委託料などを支出しています。

ごみ搬入実績及びごみ処理実績については、34ページの別表4及び別表5に記載しています。

次に、23ページから24ページを御覧ください。

3細目、環境センター維持補修費の主な補修業務は、ごみ処理施設定期補修、塩化水素・ばいじん・酸素・水銀濃度計定期補修、多成分ガス濃度測定装置定期補修、クレーン定期補修です。

次に、7細目、旧環境センター解体事業費は、解体工事のほか、解体工事施工監理業務委託を支出しています。

次に、24ページを御覧ください。

2目、リサイクル処理費は、支出済額149,987,292円、不用額894,708円であり、執行率は99.41%となっています。

歳出の主なものは、26ページのリサイクルセンター運転管理業務委託料のほか、粗破碎機・細破碎機・その他設備補修です。

また、リサイクルセンターリユース品等ストックヤード整備事業費では、現在、実施しているストックヤード整備に係る構造計算適合性判定申請手数料及び省エネ適合性判定業務委託料を支出しています。

なお、不燃物・資源物の搬入処理実績は、34ページの別表4及び別表5に記載しています。

次に、27ページを御覧ください。

3目、し尿処理費は、支出済額173,484,670円、不用額4,737,330円であり、執行率は97.34%となっています。

不用額の主のものは、光熱水費の電気料及び燃料費です。

歳出の主なものは、28ページの、電気料のほか、汚泥の焼却に使用するA重油を購入する燃料費、処理工程に必要な薬品費、29ページの衛生センター運転管理業務委託料、オゾン設備・焼却設備・その他設備補修等です。

次に、31ページを御覧ください。

第6款公債費、1項2目1細目定時償還利子について、利子の支出済額319,128円は、令和4年度及び令和5年度に借入れした組合債に対する定時償還利子となっています。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

第1款分担金及び負担金、1項1目1節市町負担金の収入済額877,328,000円は、説明欄に記載のとおり、2市1町の負担金合計877,091,000円と地方交付税分237,000円の合計となっています。

市町負担金の内訳につきましては、33ページの別表1に記載しています。

次に、7ページ、第2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料59,867,585円の主なものは、環境センターとリサイクルセンターの施設使用料で、そのほか、各施設内に設置されている自動販売機や電柱等に係る敷地使用料などです。

次に、8ページを御覧ください。

第3款国庫支出金、1項1目衛生費国庫補助金の廃棄物処理施設整備交付金15,088,000円は、旧環境センター解体工事に係るものであり、交付率は3分の1となっています。

次に、9ページを御覧ください。

第5款財産収入、1項2目財産貸付収入は、旧衛生センター管理道路の一部を隣接する太陽光発電所に貸し付けている貸付料となっています。

次に、10ページを御覧ください。

第6款繰越金、1項1目繰越金の収入済額38,593,863円は、令和5年度からの純繰越金です。

次に、11ページを御覧ください。

第7款諸収入、1項1目預金利子の収入済額195,310円は、普通預金と定期預金に係る預金利子です。

次に、12ページを御覧ください。

2項1目雑入の収入済額35,509,048円の主なものは、環境センターのごみ処理施設売電収入、リサイクルセンターの不燃物から選別された鉄類とアルミ類の売払収入のほか、リユース品売払収入、リサイクル品として搬入された古紙類、生きビンの売払収入等です。

次に、14ページを御覧ください。

第8款組合債、1項1目組合債の収入済額108,300,000円は、旧環境センター解体工事に係る組合債となっています。

以上で、令和6年度歳入歳出決算についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

なお、質疑回数は3回以内とします。

質疑ありませんか。

(鮎川浩一議員)

19ページの介護保険業務費の認定審査業務費のところなんですが、開催回数は、5年度が176回で、6年度が167回ということで減っているんですけども、審査会委員の人数は、5年度と同じなんですが、審査会の開催回数によっては削減できるのか。

また、審査会は、どのような基準で開催されているのか、説明をお願いします。

(小塚浩文主幹兼介護認定審査係長)

開催回数は、若干減っておりますけれども、これは年度によりまして申請件数が変わったりするので、変動はございます。

ただ、二次判定の簡素化をしておりますので、若干減少傾向にあります。

認定までの期間につきましては、法令等で申請から30日以内に認定することが原則になっておりますので、24件揃ったところで開催していますけれども、申請件数によっては、24件揃うまで待っていると、認定までの期間が延びてしまうというところがありますので、そのあたりは考慮しているところであります。

以上で説明終わります。

(鮎川浩一議員)

月何回とか、決まってるんでしょうか。

(小塚浩文主幹兼介護認定審査係長)

月何回というのは決まっておられません。

ただし、審査委員の方々につきましては、割り振りをしておりまして、開催回数は一定数、

確保できるようにはしているところです。

以上で説明終わります。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり認定することに決定しました。

《議決事件の字句等の整理》

(木下孝行議長)

議決事件の字句等の整理について、お諮りいたします。

北薩広域行政事務組合議会会議規則第38条の規定により、本臨時会の会議結果作成において、条項、字句、数字、その他の整理については、議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をしました。

《閉 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和7年北薩広域行政事務組合議会第2回臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時29分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

北薩広域行政事務組合議会議員

北薩広域行政事務組合議会議員
